

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業などの追加指定について
（周知依頼）

平素より観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

3月3日に経産省（中企庁）より、セーフティネット保証5号の対象業種に「7912 旅行業者代理業、4899他に分類されない運輸に附帯するサービス業（旅行サービス手配業、ツアーオペレーター業を含む。）」等40種の追加指定することを決定したことが発表されました。

また、旅行業については、7911で指定されております。

正式には3月6日（金）に官報にて40業種の追加指定を告示する予定となっておりますが、3月3日から先行して各信用保証協会においてセーフティネット保証5号の事前相談を開始しております。

つきましては、この情報が貴都道府県登録の旅行業者等に十分に行き渡りますよう、周知徹底のほどよろしくお願い致します。

なお、経産省発表の資料一式を添付いたしますが、以下URLにも同じものが掲載されております。

（経産省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →



※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる